

# 行動規範

サイクラーズ株式会社

サイクラーズグループ<sup>®</sup>

2025年11月1日

この行動規範は、サイクラーズグループ（以下「当社グループ」）全ての役員及び従業員（以下「役職員」）が、日々の業務において遵守すべき行動や求められる姿勢、判断の基準となる考え方を定めたものです。当社グループの PVV(Purpose/Vision/Values)に基づいて策定され、私たちの組織の文化や社会的責任を表しています。この規範は、全役職員（嘱託社員、出向受入嘱託社員、派遣社員を含む）に適用されます。

#### Purpose：存在意義

サーキュラーエコノミーを追求し、持続可能で豊かな社会をつくります。

#### Vision：ビジョン

すべてのものに再循環をもたらします。

#### Values：価値観

● テクノロジー～技術を追求する～

技術と合理性によって、課題を解決します。

● 感動～心を揺さぶる～

顧客、従業員、社会のために、期待を超えるサービスを提供します。

● 誠実さ～フェアに正しく行動する～

すべてに対して、率直かつ謙虚な姿勢を貫きます。

● スピード～常に最速で行動する～

迅速に決断し、実行に移します。

● 挑戦～チャレンジし続ける～

Purpose の実現に向けて、大胆かつ勇敢に挑みます。

## ««サイクラーズグループ行動規範»»

### 1. お客様を原点とした行動

- ・ お客様を中心に考え、お客様のニーズに応じた行動をとる。
- ・ お客様から信頼を得て、維持するために全力を尽くす。
- ・ お客様の立場に立ち、必要に応じて提案・議論をすることも含め、お客様の利益を最優先に考える。

### 2. コンプライアンスと誠実さ

- ・ 社会的責任を自覚し、内外の法令を遵守する。
- ・ 高い企業倫理と役職員倫理を守り、社会的な常識や品位をもち、責任をもって誠実に行動する。
- ・ 特許、意匠、商標、営業秘密、著作権等の知的財産権を尊重する。

### 3. 人権と多様な文化の尊重

- ・ 人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別を行わず、また、社会的少数者(マイノリティ)の権利を尊重し、多様性と包摂性の観点を重視する。
- ・ 児童労働、強制労働など人権侵害につながる行為は行わない。
- ・ 法令等で定める従業員の基本的な権利を尊重し、賃金、労働時間等の労働条件を適正に定め、これを遵守する。また、賃金については、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準を満たす。

### 4. 職場環境及びハラスメント

- ・ 当社の個性豊かで多様な役職員が能力を最大限に發揮できるよう、お互いに相手の人格や個性を尊重し合い、柔軟で協力的な組織文化を築き上げ、明るく風通しの良い職場環境を作る。
- ・ 障害者への不当な差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障害の除去の実施について合理的な配慮を行う。
- ・ 職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手や周囲の人に精神的・身体的苦痛を与える行為や、職場環境を悪化させる行為をしない。
- ・ 他者や周囲の意向に反する性的な発言や行動をしない。
- ・ 妊娠、出産、育児休業、介護休業などを理由とした不利益な扱いを行わず、むしろこれ

らを推奨し支援する。また、これらに関して職場環境が悪化するような発言・行動をしない。

#### 5. 現場における安全確保

- ・ 現場における安全の確保に努め、取引会社や関連会社とも協力して労災ゼロを目指す。

#### 6. 独占禁止法等の遵守

- ・ 同業者との販売価格についての取決めや、数量、販売地域、顧客などの割当を行わず、公正、透明、かつ自由な競争を推進する。
- ・ 海外からの調達や海外での事業展開においても各国・各地域での法令を遵守し適正な取引を実践する。

#### 7. 利益相反行為及び公私のけじめ

- ・ 他社や取引先のために働き、また、自己の利益のために会社と取引するなど、会社と利害が対立したり、そのように見えることは行わない。
- ・ 会社の資産や情報システムを会社業務以外の目的のために使用しない。

#### 8. 贈答・接待

- ・ 公務員またはこれに準ずる者に対し、営業上の不正の利益を得るため、または、社会的儀礼の範囲を越えて、金銭、贈物、接待その他経済的利益を供与しない。
- ・ 取引先等の役職員に対し社会通念を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。また、取引先等の役職員から社会通念を超える経済的利益を受領しない。

#### 9. 献金・寄付等

- ・ 政治献金や各種団体等への寄付などは原則として行わず、例外として行う際は、その目的や社会的意義を明らかにし、関係法令（例：政治資金規正法）を遵守し、正当かつ透明性が確保された方法で行う。

#### 10. 反社会的勢力への対応

- ・ 反社会的勢力（総会屋、暴力団等）から不当な要求を受けた場合は、金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対処する。
- ・ 反社会的勢力及びその関連業者とは、いかなる取引もしない。
- ・ テロ行為、マネーロンダリング、違法薬物の使用などの犯罪行為には一切加担しない。

#### 11. 社会貢献

- ・ 当社グループは良き企業市民として、地域社会や国際社会との調和を図り、全てのステークホルダーとの信頼関係を築くとともに、積極的な社会貢献活動を推進する。これによ

り、企業価値を持続的に向上させるとともに、豊かで住み良い地域社会の実現と持続可能な社会の発展に貢献する。

- ・ 経済的な貢献のみならず役職員の参加も重視し、「地域貢献」、「教育（人材育成）」、「環境」を重点領域と定め、当社グループとしてこれらの活動を支援・推進する。

## 12. 環境保全

- ・ 環境にやさしい技術や資源の有効活用のための技術開発と普及を推進し、安全第一を常に考慮する。
- ・ 環境保全に関する法令を遵守し、脱炭素社会の実現及び、より良い資源循環の促進に取り組む。再資源化、省エネルギー、CO<sub>2</sub>削減、水資源の保全・節水等に積極的に取り組むとともに、事務所・工場周辺の自然環境、住環境にも最大限配慮する。

## 13. 情報の取扱い

- ・ 会社の秘密情報、顧客情報、及び個人情報は厳重に管理し、これを第三者に漏洩せず、また、これらの情報を会社の業務以外の目的のために使用しない。
- ・ 第三者から開示を受けた秘密情報も会社の秘密情報と同様に取扱う。
- ・ コンピュータソフトウェアの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害する行為をしない。
- ・ 担当商品、サービスに適用される規制内容を理解し、許認可等の手続を遵守する。

## 14. 会計報告及び納税義務の履行

- ・ 会計報告は正確性を確保し、適時・適切に行う。虚偽または誤解を招く帳簿の記載は行わない。
- ・ 社会とのコミュニケーションを重視し、全てのステークホルダーに対して、適時・適切に企業情報を提供する。
- ・ 税法を遵守の上、法の精神に従い、適切かつ公正に納税義務を履行する。

## 15. 行動規範の違反に係る報告及び処分

- ・ 役職員が行動規範に違反する行為を発見したときは、関係部門、内部監査室または上司に報告・相談する。
- ・ 匿名の報告・相談を希望する役職員は、内部通報規程「報告・相談方法」に記載されている社外の弁護士及び第三者機関に報告・相談ができる。
- ・ 役職員は事実調査に協力する。調査により、違反が確認された場合、違反者及びその監督責任者は、就業規則などに基づく懲戒処分の対象となる。
- ・ 会社は、違反行為に関する報告・相談を行った役職員や事実調査に協力した役職員に対して、そのことを理由として、不利な扱いを行わず、各職場においてそのような取扱いが生じないよう最善の注意を払う。これらの役職員に対し不利な扱い或いは報復を行った

役職員は懲戒処分の対象となる。

以上